平成２７年（フ）第４４４４号
大阪市西区江之子島１丁目10番15―1204号
破産者　河野　　厚
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８２号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目410番地の21
破産者　萩原　弘章（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８３号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目410番地の21
破産者　萩原　桃子
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
和歌山市和佐関戸263番地２　ヴィラたかつみⅠ101号、開始決定時の住所和歌山市岩橋553番地１　パレロワイヤル岩橋308号
破産者　櫻谷　哲也
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４６９号
広島市南区東雲２丁目10番４号
破産者　本家かまどやニュー東雲店こと　荒谷　民子
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
北海道小樽市色内２丁目18番118号　ロジェみなと503号室、開始決定時の住所北海道小樽市新光１丁目23番31号
破産者　堀　　愛
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３号
北海道小樽市桂岡町５番110号　トロピカルハイツ桂岡、前住所北海道小樽市朝里川温泉２丁目686番地
破産者　堀　　善勝
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第５４号
盛岡市中堤町８番５号
破産者　滝浦　英幸
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２７号
岩手県久慈市小久慈町第49地割51番地　鹿糠富雄方
破産者　鹿糠　　隆
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２９号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字稲荷80番地１
破産者　向久保英希
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第８２号
横浜市磯子区中原１丁目８番１―926号室　小野晴子方、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町小網代2155番地２、（開始決定時の住所）神奈川県横須賀市津久井１丁目24番34号　カーサシムラ201
破産者　鈴木ユカリ
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８１号
新潟市北区西名目所4077番地174
破産者　中島　砂織
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８３号
滋賀県守山市下之郷２―３―32　アークヒルズ205、住民票上の住所岐阜県下呂市金山町祖師野182番地６
破産者　田口　里司
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６７２号
広島市安佐北区可部東５丁目14番25号、開始決定時の住所広島市安佐北区可部３丁目46―19―401
破産者　稲田　浩樹
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4737番地
破産者　大野　義晴
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４３号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲644番地10
破産者　山崎　康子
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第３１９号
北九州市八幡東区日の出２丁目18番４号
破産者　森　みどり
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５３１号
北九州市八幡西区大膳２丁目13番25号（メゾンブランシェ202）
破産者　室津　年一
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部